

# お知らせ information

## スポーツ推進計画 策定委員募集

市では、スポーツ推進計画の策定に伴い、学識経験者、スポーツ関係団体等で構成する同計画策定委員会を設置します。

このたび、委員の欠員に伴い、公募市民の委員を募集します。

**募集人員** 1人(選考)  
**対象** 市内在住・在勤・在学で、平成28年10月15日現在18歳以上の方

※すでに市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関の委員を兼ねることができません。(臨時的・限定的に設置される附属機関は、その他に一つに限り兼ねることができません)

※市の関係者を除く。  
※任期 委嘱の日より平成29年3月31日

※開催頻度など詳しくはお問い合わせください。市ホームページをご覧ください。

**報酬** 1万円(1回)

## 固定資産評価審査委員会 委員に石井一郎氏を選任

平成28年9月30日をもって任期満了となった固定資産評価審査委員会委員高橋清徳氏の後任に、平成28年第3回市議会定例会において議会の同意を得て、石井一郎氏が選任されました。

なお、任期は10月1日より平成31年9月30日の3年間で



57歳、前原町在住

**応募用紙配布** 生涯学習課(市役所第二庁舎7階)で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

**応募方法** 10月21日(必着)までに、直接または郵送で、小論文(800字以内・課題Ⅱ「私とスポーツ」と応募用紙の必要事項を明記し、生涯学習課へ。

**選考方法** 市役所内で設けた選考委員会にて、論文による審査・選考を行います。

**選考結果** 応募者全員に選考結果をお知らせします。提出していただいた論文は、選考後返却します。

**選考基準** 必要な方はお問い合わせください。

**問合せ先** 生涯学習課スポーツ振興係(〒104-8504住所不要 ☎042-386-2462)

**東日本大震災等により被災した方へ**

**固定資産税・都市計画税の特例があります**

〈被災した土地・家屋の代替土地・代替家屋〉  
東日本大震災の被害により

滅失・損壊した家屋やその敷地とされていた土地に代わる土地・家屋を、平成23年3月11日～33年3月31日に取得した場合、一定の要件を満たす場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置等の特例が認められることがあります。

〈原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内の土地・家屋の代替土地・代替家屋〉

東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域設定指示区域内にあった家屋やその敷地とされていた土地に代わる土地・家屋を、警戒区域の解除日から一定期間(原則3か月、代替家屋が解除後新築・完成されたものである場合は1年)の間に取得した場合、一定の要件を満たす場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置等の特例が認められることがあります。

◆共通◆  
その他 ▽平成29年度課税における申請は、平成29年1月31日までにしてください。▽要件・特例の内容や手続き等、詳しくはお問い合わせください。

**問合せ先** 資産税課土地係・家屋係(☎042-387-9821)

**東日本大震災被災等により小金井市に避難している方はご連絡を**

市では、東日本大震災等の被災者等で、小金井市に避難している方の情報を集約し、都を通じて避難前に居住していた市町村へ情報提供しています。

避難前に居住していた市町村では、これらの情報を元に、現在のお住まいへ各種のお知らせを送付しています。

住民登録の有無にかかわらず、また市へ情報提供をしていない場合は、地域安全課へご連絡ください。

また、すでに情報提供している場合も、市内での転居や市外への転出など、異動がありましたらご連絡ください。

**問合せ先** 地域安全課防災消防係(☎042-387-9807)

**新築(増改築)家屋の調査にご協力を**

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、平成29年度課税のために、平成28年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

**調査内容** 屋根や外壁・各部

**提出書類** 証明写真(縦4センチ×横3センチ、3か月以内に撮影したもの)1枚、資格等が必要な職種については、資格を証明する書類の写し

**その他** ▽いずれの職種も国籍は問いません。▽賃金のほか、通勤に要する経費が条件により支給されます。▽勤務時間は、実際の勤務場所や業務内容によって異なります。▽勤務時間・曜日は相談にのります。

**問合せ先** 職員課人事研修係(☎042-387-9808)

## 臨時職員の登録者募集

臨時職員に登録された方の中から、必要に応じ、仕事をのご案内します。

**職種等** 左表のとおり

**登録方法** 所定の用紙に必要事項を明記し、職員課(市役所本庁舎1階)にて、登録してください。

※所定の用紙は市ホームページからダウンロードできます。

**主な職種**

**主な勤務時間**

**資格等要件**

**賃金(時給)**

一般事務	午前9時～午後4時30分	—	940円
保育士	午前8時30分～午後5時	保育士証の交付を受けている方または幼稚園教諭の普通免許状を有する方	1,080円
学童保育指導員	午前11時～午後7時の間で6時間程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める要件を満たす方(保育士、幼稚園教諭、学校教諭等)	1,030円
保健師	午前9時～午後5時(曜日・勤務時間応相談)	保健師資格を有する方	1,700円
社会福祉士	午前9時～午後5時(曜日・勤務時間応相談)	社会福祉士登録証の交付を受けている方	1,630円

## ◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※ 保育あり(要事前申込)

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
環境審議会	10月19日(水) 9:30～	市役所第二庁舎 8階801会議室	平成27年度環境報告書等について	環境政策課環境係 (☎042-387-9817)
第11回公民館運営審議会	10月20日(木) 10:00～	市役所第二庁舎 6階601会議室	公民館事業について ほか	公民館本館 (☎042-383-1184)
第2回在宅医療・介護連携推進会議	10月20日(木) 19:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	在宅医療・介護連携における現状の取り組みと課題について	介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)
情報公開・個人情報保護審議会	10月21日(金) 18:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	個人情報保有等届け出の報告、諮問について	総務課情報公開係 (☎042-387-9926)
食育推進会議	10月25日(火) 14:00～	保健センター2階講堂	食育市民アンケート結果について ほか	健康課健康係 (☎042-321-1240)
国民健康保険運営協議会	10月27日(木) 13:30～	市役所第二庁舎 8階801会議室	平成27年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について ほか	保険年金課国民健康保険係 (☎042-387-9833)
介護保険運営協議会地域包括支援センターの運営に関する専門委員会	10月27日(木) 14:00～	前原暫定集会施設1階A会議室	平成27年度地域包括支援センター事業報告・決算等について	介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)
市民健康づくり審議会	10月28日(金) 13:30～	保健センター大会議室	平成27年度健康増進計画進捗状況について ほか	健康課健康係 (☎042-321-1240)
奨学資金運営委員会	10月31日(月) 10:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	平成28年度奨学生および奨学資金の運営状況について ほか	庶務課庶務係 (☎042-387-9872)
介護保険運営協議会	10月31日(月) 13:00～	商工会館2階大会議室	第7期事業計画策定に向けた調査について	介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9822)
介護保険運営協議会地域密着型サービスの運営に関する専門委員会	10月31日(月) 15:00～	商工会館2階大会議室	事業者指定更新について	介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9822)
児童発達支援センター運営協議会(※)	11月8日(火) 10:00～	前原暫定集会施設2階B会議室	児童発達支援センター「きらり」の業務内容等について	自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9848)

屋の内装などに使われている資材や設備の状況を調査します。

市では、平成29年度課税のために、平成28年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

**調査内容** 屋根や外壁・各部

**提出書類** 証明写真(縦4センチ×横3センチ、3か月以内に撮影したもの)1枚、資格等が必要な職種については、資格を証明する書類の写し

**その他** ▽いずれの職種も国籍は問いません。▽賃金のほか、通勤に要する経費が条件により支給されます。▽勤務時間は、実際の勤務場所や業務内容によって異なります。▽勤務時間・曜日は相談にのります。

**問合せ先** 職員課人事研修係(☎042-387-9808)

**新築(増改築)家屋の調査にご協力を**

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、平成29年度課税のために、平成28年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

なお、取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

**問合せ先** 資産税課家屋係(☎042-387-9821)

**家屋を取り壊したときのご連絡を**

市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

図書館員北分室では、まちの情報ステーションコーナーでは、地域に密着したちらし情報などを収集、配布をしています。

また、市民文庫は、創作のプロでない市民の方が書かれた本を中心に昨年の10月1日から収集を開始し、現在では20冊を超えています。

詳しくはお問い合わせください。

**問合せ先** 図書館員北分室(☎042-385-3561)

**ご利用ください**

**貴井北町地域の地域資料コーナー**

まちの情報ステーションコーナーでは、地域に密着したちらし情報などを収集、配布をしています。

また、市民文庫は、創作のプロでない市民の方が書かれた本を中心に昨年の10月1日から収集を開始し、現在では20冊を超えています。